

○京都市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例施行規則

平成18年3月31日

規則第215号

改正 平成24年3月30日規則第125号

京都市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例施行規則

(庶務)

第1条 京都市国民保護対策本部及び京都市緊急処理事態対策本部（以下「各本部」という。）の庶務は、行財政局において行う。

(補則)

第2条 この規則に定めるもののほか、各本部の運営に関し必要な事項は、京都市国民保護対策本部長及び京都市緊急処理事態対策本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第125号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。